

# 月刊自治労連デジタル

(ホームページ版)



東日本大震災から10年経った岩手・陸前高田市

## ▼2021年3月号 contents

### 発言録

・「コロナ危機のもとでの生活に困窮する失業者等を行政が支えるために「住民のいのちとくらしを守りきる」ための提言（案）－雇用・福祉版－」記者会見より  
長坂圭造・自治労連副中央執行委員長  
津川剛・全労働書記長

発行 日本自治体労働組合総連合

連絡先 03-5978-3580

<https://www.jichiroren.jp/>

2021.3.26

本稿は3月1日に、自治労連と国公労連、全労働が共同で作成した「コロナ危機のもとでの生活に困窮する失業者等を行政が支えるために「住民のいのちと暮らしを守りきる」ための提言（案）—雇用・福祉版—」についての記者会見における発言を、編集部の責任でまとめたものです。

## コロナ危機のもとでの 生活に困窮する失業者等を行政が支えるために

自治労連副中央執行委員長  
長坂 圭造

新型コロナ感染拡大は、未だ収束の見通しが立たない中、いのちと健康、暮らしを守る役割がますます重要になっています。

自治労連、国公労連、全労働（全労働省労働組合）は、雇用行政や生活保護などの福祉行政を中心に、「住民のいのちと暮らしを守りきる」ための政策提言（案）を作成しましたので、発表させていただきました。政策提言の柱は、以下の通りです。

一つ目として、各種給付金については、すべての国民の生活を支えるものとなるよう、必要に応じて増額・要件緩和等などの必要な措置を講じ、徹底した周知を行うこと。個人事業主や請負・フリーランスなどへの支援を拡充すること。二つ目として、住まいをなくした生活困窮者の実態をつかむとともに、国の責任でただちに安定した住まいを提供するしくみを構築すること。

三つ目として、雇用保険制度について、受給資格要件や所定給付日数、給付制限などを見直し、失業時のセーフティネットとしての機能強化を図ること。

四つ目に、生活保護を利用しやすくするた



めの取り組みをさらに強化すること。生活保護は権利であり、困窮時に迷わず使える制度として、徹底すること。保護申請時の親族への扶養照会については、義務ではないことを徹底することが重要です。

五つ目に、労働行政や福祉行政について、生活に困っている人の相談に対応できる人員と予算を確保すること。そして、六つ目として、国と自治体の連携の強化を図り、生活困窮などの相談に対して、必要な支援を行っている部署へつなぐ体制を作ることです。

労働者の4割が非正規労働者になり、格差と貧困の拡大が社会的な問題になって久しくなります。飲食業などのサービス業で働く方

や個人請負など多くの方が、仕事を失ったり、住まいを失ったりしています。菅首相は、「自助・共助」を強調しますが、いくら頑張っても、現時点では、個人の努力ではなんともならない状況となっています。決して個人の責任ではありません。

「健康で文化的な最低限度の生活(生存権)」(憲法 25 条)と「働く権利(勤労権)」(第 27 条)を保障するのが、国・自治体の役割であり、生活に困窮する方への支援を強化し、公務公共が本来の役割を發揮していくことが必要になっていると思います。本提言(案)は、公的支援策について、現在の主な制度の現状と課題を明らかにするとともに、今後危惧される大量の失業やそれにとまなう生活困窮者の増大に対してどのように対策を行うべきか、提言するものです。

提言案の構成は、「1. コロナ危機のもとでの失業・貧困をめぐる状況」、「2. 失業者等を支援する制度の現状と課題」、「3. 支援体制など現状の課題」、そして「4. 提言」という流れになっています。

「1. コロナ危機のもとでの失業・貧困をめぐる状況」として、働く人たちの状況がどうなっているのかを中心に示しています。宿泊、飲食、サービス業で失業者が増加し、厚生労働省がコロナ関連の解雇や雇い止めが3万人を超えたと3月1日に発表しました。非正規や自営業などの打撃が大きく、非正規は、20年4月には131万人が職を失いました。女性の自殺者やDV被害者が増加し、2020年の女性の自殺者は19年より885人増加しています。これまでフルタイムで暮らしてこれた方が生きることさえまなくなっており、大学等の退学者も1367人にのぼること

が明らかになっています。

こうした中、政府がどのような対策をしてきたかを振り返って確認しています。国民・労働者の声の高まりで実施した「特別定額給付金」や「住居確保給付金」、「雇用調整助成金」など、特例措置などで実施されていますが、いずれの対策も労働者が声を上げる中で政府が後手後手に対応した時限的な措置であり、いかなる時でも暮らしを支えられるよう雇用と暮らしを守る社会保障制度の抜本的な改善が必要です。

「2. 失業者等を支援する現行制度の現状と課題」として、「雇用保険制度」や「生活保護制度」「自立就労支援制度」、そして、新型コロナウイルス感染拡大に対して緊急雇用対策として行われている「休業支援金・給付金」などの制度について、顕在化している問題点を明らかにし、「3. 体制整備をはじめとする現状の課題」では、体制などを中心に、課題を明らかにしようとしてきました。コロナ感染拡大のもと、急ピッチで制度を作ったため、問題が生じることはやむを得ませんが、とりわけ、大きな課題としてあげられることを紹介しました。

福祉行政に関わって、生活保護について厚生労働省はホームページに「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあります。ためらわずにご相談ください」とうながす一文を載せました。

しかし、残念ながら、「生活保護だけは受けたくない」という雰囲気があると思われます。戦前は、社会保障が「施し」として扱われ、日本国憲法のもとで、憲法 25 条で生存権が謳われたものの、社会保障について、抑制する力が強かったと思います。芸能人バッシン

グ等によって意図的に負のイメージも作られました。その結果、「生活保護にだけは頼りたくない」「生活保護を受けるべきではない」という意識が作られているのではないかと思います。

今回、暮らしを支える点では、生活福祉資金や住居確保給付金などが急増し、一定機能していると思います。ただし、生活福祉資金は貸付であり借金です。住居確保給付金については、東京と特別区の場合、給付額が単身で最大5万3,700円となっており、低すぎると指摘されています。制度について、安心して利用できる制度にしなければなりません。

困った方に寄り添いたいと現場では頑張っていますが、あまりに人が足りないというのが実態です。ケースワーカーというのは、その呼び名の通り、困っている方の相談にのってケースワークすることなのに、それができない状況です。話を聞いて、「何が必要か」「何が足りないのか」を把握して支援すべきが、人は増えず業務が多すぎて、やるべきことができないというのが職場の状況です。住居確保給付金の申請を扱う相談窓口も深刻です。住民に寄り添って相談ができるよう体制を拡充することも必要です。

こうした制度や体制の現状と課題を明らかにする中で「4. 失業者・生活困窮者等を支える支援策の拡充と体制の強化を」として、提言内容を示させていただきました。

新型コロナにかかる各種の給付金等については、実態に合っていないという指摘が多く、実態を踏まえた拡充が必要です。必要な人に支援の手が届くよう制度の改善を図ることが必要です。

住まいは人権であり、生活再建の足場とな

る住まいについて、必要な支援ができるよう見直しが必要です。福祉行政の中で強調したいのは、「生活保護は権利であり、困窮時に迷わず使える制度として周知を徹底すること」

「保護申請時の親族への扶養照会については、義務でないことを徹底すること」、そして、住民に寄り添い、暮らしを守る役割を発揮できるようにするためにも、必要な人員・体制を確保することです。

こうした政策提言案を前に進めることによって、住民のいのちと暮らしを守りきるよう自治労連は奮闘していききたいと思います。

本稿は3月1日に、自治労連と国公労連、全労働が共同で作成した「コロナ危機のもとでの生活に困窮する失業者等を行政が支えるために「住民のいのちとくらしを守りきる」ための提言（案）—雇用・福祉版—」についての記者会見における発言を、編集部の責任でまとめたものです。

## 生存権(25条)や勤労権(27条)を保障すべく 国・自治体の体制拡充と施策の充実を

全労働省労働組合（全労働）書記長  
津川 剛

新型コロナウイルス感染症の拡大によって経済活動は低迷し、これに伴う失業者や生活困窮者が増加しています。こうした中、雇用施策の充実が求められ、労働行政の役割発揮も重要です。

その上で、雇用施策に関わって、後述する雇用調整助成金や休業支援金などが大きく取り上げられていますが、失業時の所得補償制度として雇用保険（失業給付）のあり方も焦点となります。実際、厚生労働省は感染症拡大に伴う離職理由の判定や延長給付の適用などの措置を講じましたが、そもそも、この間の法改正によって雇用保険制度そのものが脆弱になっています。具体的には、受給資格要件や所定給付日数、給付制限などで多くの課題が指摘されており、他方で国庫負担の低さにも問題があります。

一方、厚生労働省は企業に対し、失業者を出さず休業等での雇用維持を図らせるべく、雇用調整助成金の活用を打ち出しました。雇用調整助成金は雇用維持にかかる唯一と言ってよい助成制度であり、リーマン・ショック時や東日本大震災などの自然災害時には特例

措置も講じながら、景気低迷に伴う失業の増大を防止する効果を発揮しました。そして、今般の感染症拡大に際してもさまざまな特例措置が講じられており、リーマン・ショック時を大きく上回る申請が行われています。他方、事業主への支援を急ぐべく迅速支給が掲げられているものの、従来、適正な支給決定のため3か月程度の審査期間を要していたものを「2週間を目途に支給」と打ち出したため、職場では休日出勤を含めた長時間過密労働を余儀なくされています。

他方、休業手当が支払われないまま休業を命じられている事案が増え、こうした労働者の救済に注目が集まりました。厚生労働省はこれを受け、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を急遽創設しました。これは緊急避難的な制度としてはやむを得ない面があるものの、そもそも企業は労働基準法第26条に基づく休業手当の支払い義務があり、休業支援金はこれを免責するものではありません。

こうした中、これらの施策を担う労働行政（特に、公共職業安定所や労働基準監督署な



どの地方労働行政)では、政府の「定員合理化計画」に基づく定員削減の影響で、きわめて脆弱な体制に追い込まれています。実際、この10年間で1,300人余りの削減が行われ、先進諸国と比較しても職員数が圧倒的に少ないことが示されています。

このような状況下では過重労働が蔓延し、メンタル疾患も増加しています。また、労働行政の窓口は不特定多数の利用者があり、必然的に「密」になります。厚生労働省はこれに対し、郵送や電子申請の勧奨を行っていますが、雇用保険の窓口を中心に来所者が増加する一方であり、執務・庁舎環境の改善も欠かせません。

さらに、失業者を始めとした生活困窮者の支援には、労働行政と福祉行政の連携が不可欠です。この点、リーマン・ショックを契機に、それまで以上に自治体・福祉事務所と公共職業安定所の連携が強まっています。すなわち、こうした行政間のネットワークを一層充実させながら、憲法が規定する生存権(25条)や勤労権(27条)を保障すべく、国・自治体の体制拡充と施策の充実が求められていると考えます。